

## 移動等円滑化取組計画書

2019年12月10日

住 所 広島県廿日市市宮島町853番地

事業者名 宮島松大汽船株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 倉本 照明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 車両等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当社が保有する船舶4隻のうち、3隻はバリアフリー対応となっていないため、今後建造する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。</li></ul>
<p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <p>①バリアフリー対応となっていない船舶に車椅子のお客様が乗り込む際には、職員が声がけ、誘導等円滑な乗降の支援を実施する。</p> <p>②乗組員によって対応が異なるのを防ぐため、必要に応じて旅客支援を実施できるよう2020年度までに全ての乗組員に対して、高齢者、障害者等への声がけ、旅客支援に関する講習を行う。</p>

### II 移動等円滑化に関する措置

#### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
安芸 宮島 厳島 第二みやじま	<ul style="list-style-type: none"><li>・バリアフリー対応済み</li><li>・バリアフリー化のためランプドアフラップ先端にゴムを設置済。(2018年度)</li><li>・バリアフリー化のためランプドアフラップ先端にゴムを設置する。(2019年度)</li><li>・導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。(2022年度)</li></ul>

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗組員と陸上員で乗降の誘導支援	・乗船・下船時ゲート付近にて、乗降の誘導等の支援を乗組員と陸上員で可能な限り実施する。(2019年度)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報に関する専用モニターの設置	汽船「安芸」の2階客室及び1階バリアフリールームに、運航情報に関する専用モニターを設置している、今後建造する新造船には、運航情報に関する専用モニターを設置する。(2022年度)

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	全ての職員に対して、高齢者、障害者等への声かけ、旅客支援に関する講習を行う。(2019年度)

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮島口～宮島の移動を円滑にするため、申し出があれば貸し出せるよう、車椅子を導入する。</li> <li>・旅客ターミナルの管理者である広島県、廿日市市にターミナル等のバリアフリー化を毎年要望していく。</li> <li>・ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。</li> </ul>
---

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。